

篠原記念賞運営要領

平成25年9月11日 表彰運営委員会 制定

平成27年8月31日 表彰運営委員会 改定

(目的)

第1条 この要領は、表彰規程第9条に定める篠原記念賞（以下、「本賞」という。）の表彰候補者の募集・審査の方法、表彰候補者の選出・表彰の方法、委員会の運営方法、その他本賞の運営について定めるものとする。

(表彰)

第2条 本賞は、社員総会または各支部報告会にて行うものとする。

2 賞は、賞状および副賞とする。

(設置)

第3条 表彰規程に定める目的を達成するため、篠原記念賞推薦委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、表彰候補の審査のため小委員会またはワーキンググループをおくことができる。

(任務)

第4条 委員会は、表彰候補となる業績の募集、審査の方法、表彰候補の選出、表彰の方法、その他本賞の運営に必要な事項を取り扱う。

(構成)

第5条 委員会は、委員長、副委員長、幹事各1名および委員10名以上で構成する。

(任期)

第6条 委員長、副委員長、幹事、委員の任期は原則として3年を超えないものとする。

(運営費)

第7条 本賞の運営に係わる費用は、本事業の趣旨に賛同し拠出された協賛金等による。ただし、予算および会計の執行は理事会の承認を得るものとする。

(賞の授与)

第8条 第2条2項に定める副賞は、記念賞は3万円以内の相当品、奨励賞は1万円以内の相当品とする。

(表彰候補業績の選定)

第9条 篠原賞の表彰候補業績の選定は、次のいずれかの方法による。

- (1) 委員会が依頼した本会の各種組織からの推薦
- (2) 委員会自らの推薦

(3) 本会会誌などによる公募

2. 奨励賞の表彰候補業績の選定は、次のいずれかの方法による。

(1) 委員会が依頼した本会の各種組織および大学からの推薦

(2) 委員会自らの推薦

(3) 本会会誌などによる公募

3. 前第1項、第2項の推薦、募集の方法は、別に定めるものとする。

(表彰候補業績の選定の方法)

第10条 委員会は、第9条により選定した候補業績を対象に審査を行う。

2. 委員会の審査は、毎年1月から3月までの間に行う。

3. 委員会は別に定める運営要綱に基づき表彰候補業績の審査を行う。

(表彰候補業績の決定)

第11条 委員会は表彰候補業績を選出し、理事会に報告する。

(その他)

第12条 委員会の運営方法は別に定める。

(要領の改廃)

第13条 この要領の改廃は委員会にて決議し、理事会に報告するものとする。

附則

1. この要領は、平成25年9月11日より施行する。

2. この要領を施行、表彰制度を運営するときは、篠原記念表彰事業費から支出する。

3. 経緯

社団法人 空気調和・衛生工学会は、第58期から4期にわたり会長を務められた、故篠原 隆政氏の業績を記念し、第63期に「篠原記念賞」を設置し、同氏から遺贈された寄付金を表彰制度の運営に充てることを決定した。以来、14回にわたり表彰を重ねたが、この制度は設置期間を定めて発足していたため、第77期の授賞をもって制度を終了させた。その後、給排水衛生設備領域の研究者・技術者からの制度継続の強い要望を受け、第79期に新たな位置づけのもとに「篠原記念賞」制度を再発足した。